

インボイス制度の準備—会計処理やインボイス保管の準備（第2弾）

8月号に続いて、残り1年となったインボイス制度（2023年10月開始）についてご紹介しましょう。

<インボイス制度とは？>

- ・インボイスは「**適格請求書発行事業者の登録申請をすませた課税事業者だけ**」が発行できる書類です。
- ・インボイスを受け取って保存しないと、仕入税額控除ができなくなります。
- ・免税事業者は、課税事業者（インボイス発行事業者）になるかどうかの検討が必要です。

●免税事業者との取引は実質増税に！

免税事業者はインボイスを発行できず、仕入側にとっては“仕入税額控除”を行えないため、消費税の負担増につながります。

◆経過措置（仕入税額控除割合）

2026年9月末まで：課税仕入税額の**80%**

2029年9月末まで：同上 **50%**

2029年10月から：**0%**

●免税事業者との交渉での注意点

免税事業者との取引による負担増を調整するためには、取引先が免税事業者かどうかの把握が必要です。



その上で、次の対応などが考えられます。

- ・インボイス発行事業者登録をしてもらうよう要請する
- ・免税事業者との取引価格交渉
- ・取引先を見直し、課税事業者を増やす

交渉の際は、下請法や独占禁止法上、問題視されぬような注意が必要です。

◆問題になる行為

- ・インボイス発行事業者への転換を要請し、応じなければ取引価格を引き下げる、取引を打ち切ると一方的に通告する（独占禁止法上、問題視）
- ・免税事業者であることを理由に、消費税分を払わない（下請代金の減額＝下請法違反）
- ・課税事業者になったのに免税事業者を前提とした単価の値上交渉に応じない（買ったたき）

●会計ソフトの準備もお忘れなく



課税事業者（原則課税）は、**会計帳簿に取引相手、内容、税率ごとの取引金額などを記載して、保存しておく義務**があります。現在、消費税の税区分は「10%、軽減8%、旧8%、非課税など」種類が多く、個別対応方式での判定などもいれるとかなりわかりづらい状況ですが、2023年10月以降は「免税事業者からの仕入」を区分して計上する必要も出てくるため、さらに煩雑に…。

利用中の会計ソフトのインボイス対応については、すぐチェックしておきましょう。クラウドタイプは比較的安心ですが、販売管理システムや在庫管理システムなどと連携していたり、自社用に加算されている場合は、早めに準備されるに越したことはありません。

●インボイス保存もひと苦労

原則、インボイスを保存しなければ、課税仕入を計上できなくなります。

3万円未満の取引ならシートがなくても帳簿記載で課税仕入を認める特例や、請求書を手でできないやむを得ない理由があれば帳簿記載のみで課税仕入れを認める特例などは**すべて廃止！**に。

◆保存の必要がないインボイスの例

- ・公共交通機関(電車・バス等)の費用（3万円未満）
- ・自動販売機で購入したもの（3万円未満）
- ・従業員の出張旅費、日当、通勤手当

インボイスは7年保存が義務。もれなく保存するには、社長、営業などにも教育を徹底し、協力してもらう必要があります。この機会に、シートや請求書を入力して保存へ切り替える選択肢もありそうです。

◆**カードで支払う経費のシート**：カードの利用明細はインボイスではないので、お店のシート(インボイス)保存が必要！

◆**通販サイトでの購入時のインボイス**：メール通知が領収書(インボイス)を兼ねていたら、もれなく保存が必要！

●悩める免税事業者の方へ

◆課税事業者になるかの判断の決め手は？

取引先から課税事業者になるよう要請を受けて、悩んでいる方も多いようです。事業内容や将来の見込みなど、次のような点を踏まえて検討されては？

免税事業者を継続

- ・個人客が中心
- ・競合相手が少ない
- ・専門性がある
- ・規模拡大が難しい

VS

課税事業者を選択

- ・取引先は法人中心
- ・事業を拡大したい
- ・規模拡大の余地あり

◆インボイス発行事業者になるなら

原則、2023年3月末までに、**適格請求書発行事業者の登録申請**が必要。提出できない理由があればぎりぎり2023年9月末までの申請で、10月1日からインボイス発行事業者となる特例もあります。

◆インボイスの発行準備と消費税申告準備を！

まずは、インボイスの発行準備が優先課題です。

「課税売上高5,000万円以下」なら簡易課税の選択がお勧め。個人の場合、この届出は2023年12月末までに提出すれば利用できます。ちなみに、簡易課税では、左記の面倒な会計帳簿の作成は不要に。